

片平町内会弔慰金等支給規定

町内会会則第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 弔慰金

- (1) 会員の死亡（筆頭者） 5,000 円
（上記のうち会長及び副会長経験者は 10,000 円）

2. 見舞金

会員が風水害、火災その他非常災害を被った場合、その程度及び状況を参酌して見舞金を贈呈する。

3. 上記に定めるもののほか、会長が特に必要があると認めた場合、弔慰金等を支出することができる。

4. 規定改正

本規定は役員の半数以上の同意がなければ改正することができない。

付 則

本規定は平成 8 年 4 月 1 日から実施する。